

広島県告示第八百九十五号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成十九年九月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 協力の申出が撤回された病院

名	称	所 在 地
医療法人社団中川会中川病院		呉市中通一丁目三番八号

二 救急病院として認定された病院

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人社団中川会呉 中通病院	呉市中通一丁目三番八号	平成三二年九月五日	新規